

## News 01

### 預かり保育・認可外施設などの 保育料の還付申請を受け付けます

該当する施設やサービスを利用する  
対象者は手続きが必要です

10/1(火)から始まる幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者が支払った保育料を指定した口座に還付する償還払いの申請受け付けを開始します。初回の還付は来年2月下旬以降の予定です。施設等利用給付認定\*を受けた方で、認定こども園・幼稚園の預かり保育や、認可外施設などを利用する方は、申請が必要となるのでご確認を。

\*施設等利用給付認定の対象となる方や必要な手続きなどは、さっぽろ子育て情報サイトを参照

**詳細** 子ども・子育て支援事務センター(〒060-0001中央区北1西1創世スクエア内) ☎050-3822-3777

[さっぽろ子育て情報サイト](#) **検索**

#### 対象者と無償化の上限額

	施設等利用給付認定の区分	
	新2号	新3号
認定こども園・幼稚園に在園する子ども	月11,300円*	月16,300円*
上記以外の子ども(認可外施設など)	月37,000円	月42,000円

\*預かり保育は利用日数×450円が上限

#### 認定こども園・幼稚園の預かり保育の利用者の手続き

- 園が発行する「提供証明書兼領収書(預かり用)」の請求書欄に必要事項を記載し、押印
- ①を翌月10日ごろまでに園に毎月提出

#### 認可外施設などの利用者の手続き

- 各利用施設などに「提供証明書兼領収書(認可外等用)」の発行を依頼(ファミリー・サポート・センター事業は別様式)
- 利用した月ごとに、さっぽろ子育て情報サイト、区保健センターで配布する「請求書」に必要事項を記載し、押印
- ①と②を翌月10日ごろまでに子ども・子育て支援事務センターへ毎月送付

\*大谷第二、藤、宮の森、ばんけい、創価、琴似中央、森の幼稚園、トモエ、富丘つくし、真駒内幼稚園に通う方は通園先に提出。その他の園に通う方は、認可外施設などの利用分は還付の対象外

## News 02

### 三つの子ども一時預かりサービスの 事前登録説明会を全区で開始

10/1(火)から全区のこそだてインフォメーションで  
開催します

#### 事前登録説明会

当日直接会場へ

**内容** 利用可能な以下のサービスの説明と事前登録手続き

子育てサポートセンター	保育園や幼稚園終了後の預かりなど、日常的に利用できます
こども緊急サポートネットワーク	子どもが病気で保育園に預けられないときなど、緊急時に利用できます
病後児デイサービス	病気回復期の子どもを病院に隣接する施設で預かります

**日時** 10/1(火)以降の平日11時、14時。各回50分程度

これまで北区・東区・白石区で試行的に開催していた、子育てサポートセンター、こども緊急サポートネットワーク、病後児デイサービスの説明会を、10/1(火)から全区で実施します。説明会の後、利用に必要な事前登録を一度にできますので、ご活用ください。

**詳細** [子育て支援推進担当](#) ☎211-2988

**会場** こそだてインフォメーション(下表)。いずれの区でも可

中央区	南3西11中央保健センター内
北区	北25西6北保健センター内
東区	北10東7東保健センター内
白石区	南郷通1南白石区複合庁舎内
厚別区	厚別中央1の5厚別保健センター内
豊平区	平岸6の10豊平区役所内
清田区	平岡1の1清田区役所内
南区	真駒内幸町1南保健センター内
西区	琴似2の7西保健センター内
手稲区	前田1の11手稲区民センター内